

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 3 年度 |
| 計画変更年度 | 令和 4 年度 |
| 計画主体 | 高萩市 |

高萩市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業建設部 農林課
所在地 高萩市本町 1 丁目 100 番地の 1
電話番号 0 2 9 3 (2 3) 7 0 3 5
F A X 番号 0 2 9 3 (2 4) 0 0 0 6
メールアドレス nourin@city.takahagi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、カラス、ハクビシン、スズメ、ハト、アライグマ、タヌキ、ヒヨドリ、ニホンジカ |
| 計画期間 | 令和4年度～令和6年度 |
| 対象地域 | 高萩市全域 (193.58 km ²) |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|-----------|------------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲 | 961.5 千円 89.41 a |
| | ばれいしょ | 59 千円 1.4 a |
| | 未成熟とうもろこし | 1.3 千円 0.05 a |
| | タケノコ | 13.5 千円 16.9 a |
| | かぼちゃ | 223 千円 5.4 a |
| | そば | 21.5 千円 10 a |
| | ミョウガ | 0.1 千円 0.24 a |
| | すいか | 65.2 千円 1 a |
| | かんしょ | 26 千円 0.5 a |
| | ほおずき | 138.7 千円 6 a |
| | さといも | 108 千円 5 a |
| | くり | 15.4 千円 1.8 a |
| | ブロッコリー | 23.8 千円 0.9 a |
| | 小計 | 1,657 千円 138 a |
| カラス | — | — |
| ハクビシン | 未成熟とうもろこし | 1104.6 千円 41 a |
| | かぼちゃ | 161.1 千円 3.9 a |
| | ねぎ | 90.8 千円 1 a |
| | はくさい | 329.5 千円 6.4 a |
| | 小計 | 1,686 千円 52 a |
| スズメ | — | — |
| ハト | えだまめ | 121 千円 2 a |
| | 小計 | 121 千円 2 a |
| アライグマ | — | — |
| タヌキ | はくさい | 293.5 千円 5.7 a |
| | にんじん | 96.5 千円 2.4 a |
| | 小計 | 390 千円 8 a |

| | | | |
|-------|--------|----------|-------|
| ヒヨドリ | ブロッコリー | 1535 千円 | 58 a |
| | カリフラワー | 242.9 千円 | 5 a |
| | はくさい | 51.1 千円 | 1 a |
| | 小計 | 1,829 千円 | 64 a |
| ニホンジカ | — | — | — |
| 合計 | | 5,683 千円 | 264 a |

(2) 被害の傾向

・イノシシ

被害は山間部の高岡地区を中心に、秋山・上手綱・赤浜地区に及んでおり、近年は市街地を含めて広範囲に及んでいる。田畑の土手等を掘り起こすといった行為も報告され多大な被害が生じている。季節に関係なく年間を通して出没している。

また、居住地域への出没報告もあり、生活環境の被害も懸念されている。

・カラス、ヒヨドリ

被害は市内全域に及ぶ。被害時期は7～9月に集中しており野菜の被害報告が出ている。

・ハクビシン・タヌキ

被害は市内全域で報告があり、被害額が増加している。被害時期は7～10月であり野菜を中心とした被害である。

・スズメ

被害は市内全域で報告がある。被害時期は、水稻の登熟～成熟期の8～10月である。

・ハト

被害は高岡地区で報告がある。被害時期は8月であり、えだまめや播種後のそばに被害が出ている。

・アライグマ

近年、市内での生息数が増加しているため、今後注意が必要である。

・ニホンジカ

現時点で被害報告はないが、市内で出没した場合には、農林業への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和2年度） | 目標値（令和6年度） |
|------|------------|------------|
| 被害面積 | 264 a | 132 a |
| 被害金額 | 5,683 千円 | 2,841.5 千円 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・高萩市有害鳥獣対策実施隊（茨城県猟友会高萩支部）による、銃・くくりわな等での捕獲を実施。 ・市及び実施隊による被害箇所のパトロールを実施。 ・令和元年度より担い手確保のため狩猟免許新規取得補助金を創設。 ・令和元・2年度にドックナビ導入、受信機14基、発信機3基 | <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化により、捕獲担い手の確保及び育成が急務となっている。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度茨城県中山間地域所得向上支援事業を活用し、2地区に電気柵を設置した。 設置距離：下君田地区 1,336.4m 大能地区 872.3m ・令和4年度より、農作物被害を防ぐため、鳥獣被害防止施設整備補助金を創設。 【令和4年度申請件数】 赤浜地区 2件 高戸地区 1件 下手綱地区 1件 上君田地区 2件 下君田地区 2件 大能地区 1件 合計9件 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の適正な維持・管理を指導する必要がある。 |

| | | |
|--------------|---|---|
| 生息環境管理その他の取組 | — | — |
|--------------|---|---|

(5) 今後の取組方針

- ・鳥獣被害防止対策に対する住民理解の促進。
- ・集落単位での被害防止活動の啓発。
- ・関係機関との連絡体制の整備と強化。
- ・地域の実情に対応した防止策の実施。
- ・近隣市町村との意見交換、情報共有を行い、一斉捕獲を実施。
- ・生活環境被害に対応する全庁的な連携体制の強化。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

高萩市鳥獣被害対策実施隊（12名：令和4年10月1日現在）により、銃・くくりわな等による捕獲活動を実施。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------|--|---|
| 令和4～6年度 | イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村と連携した一斉捕獲の実施 ・実施隊員の担い手の確保及び育成 ・農業者のわな猟免許取得推進対策 ・若年層の猟銃及びわな猟免許取得者確保対策 |
| 令和4～6年度 | カラス スズメ ハト ヒヨドリ | <ul style="list-style-type: none"> ・防鳥ネット等の設置技術の習得 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | | | | |
|---|---------------|-------|-------|-------|
| <p>・イノシシ</p> <p>県や関係機関と協議をして適正な捕獲を実施していくが、個体数の季節変動や年変動が大きく、自然増加率も年次変動することなどから生息数の推定は困難であるが、近年の市街地での目撃情報など生息域の拡大などにより今後の生息数は増加することが見込まれ、過去の捕獲頭数以上の捕獲が予想されるため有害捕獲頭数を令和4年度350頭、令和5年度360頭、令和6年度370頭と設定する。</p> <p>・ハクビシン、タヌキ</p> <p>近年被害報告が多くなっており、有効な駆除方法を確立し、猟友会等の関係機関と連携しながら捕獲を実施する必要があるため、令和4年度を100頭、令和5年度を110頭、令和6年度を120頭と設定する。</p> <p>・カラス、スズメ、ヒヨドリ</p> <p>追い払いが主体となっているが、野菜等の収穫時期の7～10月を中心に被害が集中することから100羽と設定する。</p> <p>・ハト</p> <p>過去の捕獲実績は無く、空気銃等による追い払いが主体となっているが、そば播種後に被害が多数寄せられていることを考慮し、8月を中心に50羽と設定する。</p> <p>・アライグマ</p> <p>近年市内で生息数が増加してきている。また、県内での目撃情報・捕獲頭数も年々増加しており、「茨城県アライグマ防除実施方針」の侵入警戒地域にも指定されていることを考慮し、ハクビシン、タヌキと同様に有効な駆除方法を確立して、5頭と設定する。</p> <p>・ニホンジカ</p> <p>市内への定着を防止するための予察捕獲を実施することとし、10頭と設定する。</p> <p><参考：捕獲頭数実績></p> | | | | |
| | 平成31年度(令和元年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 有害捕獲【イノシシ】 | 205頭 | 406頭 | 122頭 | 69頭 |
| 有害捕獲【ハクビシン】 | - | - | 13頭 | 32頭 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------------------|--------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| イノシシ | 350 | 360 | 370 |
| ハクビシン・タヌキ | 100 | 110 | 120 |
| カラス・スズメ ・ヒヨドリ | 100 | 100 | 100 |
| ハト | 50 | 50 | 50 |
| アライグマ | 5 | 5 | 5 |
| ニホンジカ | 10 | 10 | 10 |

| 捕獲等の取組内容 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンジカ 許可捕獲期間：通年 捕獲方法：わな・銃 捕獲場所は市内全域とし、狩猟期間中であっても、農作物等の被害があった場合は、鳥獣保護区内での許可捕獲を実施する。 ・カラス、スズメ、ハト、ヒヨドリ 許可捕獲期間：4月～3月 捕獲方法：銃 捕獲場所：市内全域 ・ハクビシン、アライグマ、タヌキ 許可捕獲期間：目撃・被害報告があり次第 捕獲方法：わな 捕獲場所は市内全域 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| — |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|--|
| 市内全域 | イノシシ、カラス、ハクビシン、スズメ、キジバト、ドバト、アライグマ、タヌキ、ヒヨドリ、ニホンジカを含む鳥獣21種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定により権限移譲済 |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|--|--|--|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| イノシシ | ワイヤーメッシュ柵 電気柵 整備面積：3ha (要整備面積：20ha) | ワイヤーメッシュ柵 電気柵 整備面積：3ha (要整備面積：17ha) | ワイヤーメッシュ柵 電気柵 整備面積：3ha (要整備面積：14ha) |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| イノシシ | 侵入防止柵設置後の 適正な維持・管理を 指導 | 侵入防止柵設置後の 適正な維持・管理を 指導 | 侵入防止柵設置後の 適正な維持・管理を 指導 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

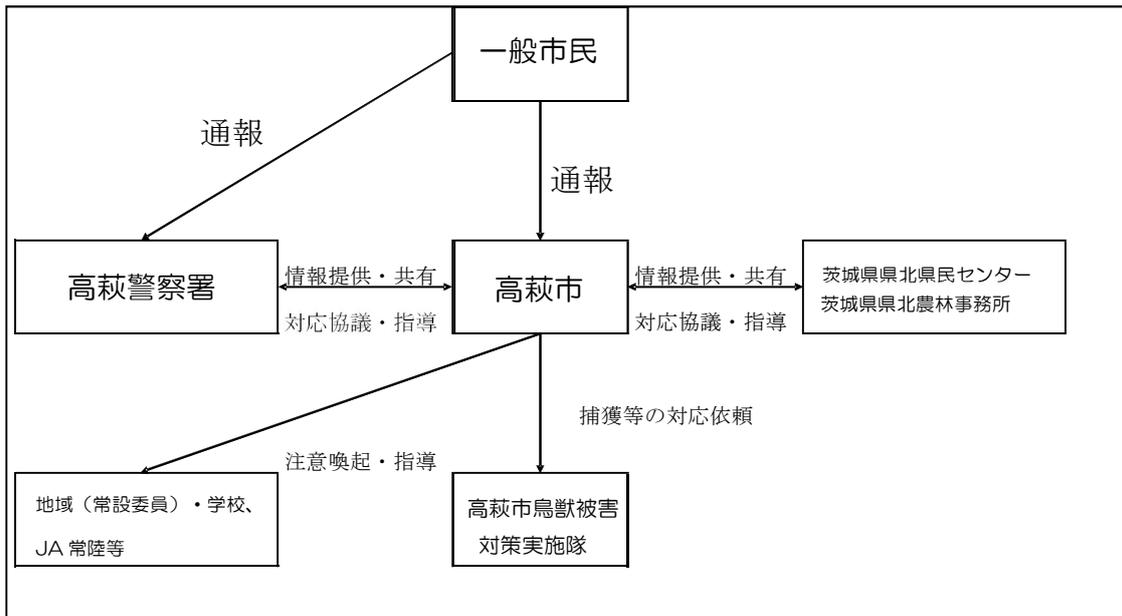
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------------|------|---|
| 令和4年度～令和6年度 | イノシシ | ホームページや広報誌等により農作物等の残渣及び放任果樹の適正処分、藪の草刈り等農地周辺の環境整備を周知 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------------|-------------------------|
| 高萩市産業建設部農林課 | 住民対応、被害の把握、関係機関との連絡・調整等 |
| 高萩市鳥獣被害対策実施隊 | 対象鳥獣の捕獲・駆除等 |
| 常陸農業協同組合 | 被害の把握、被害情報の共有等 |
| 高萩警察署 | 被害の把握、被害情報の共有、住民の安全確保等 |
| 茨城県県北県民センター | 被害状況提供、被害情報の共有、被害対策の支援等 |
| 茨城県県北農林事務所 | 被害状況提供、被害情報の共有、被害対策の支援等 |
| 常設委員(関係地区の代表者) | 地区における被害状況の把握、提供等 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|--|
| 食品 | 民間事業者が整備する処理加工施設（中小企業庁の「事業再構築補助金」活用）において、イノシシ肉の利活用を予定している。 |
| ペットフード | — |
| 皮革 | — |
| その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） | — |

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 高萩市有害鳥獣駆除対策協議会 |
|----------------|-----------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 高萩市産業建設部農林課 | 協議会事務局、被害の把握と啓発活動等 |
| 常陸農業協同組合 | 被害農家からの情報提供、被害対策の推進 |
| 高萩警察署 | 被害情報の共有、住民の安全対策、パトロール |
| 茨城県県北県民センター | 野生鳥獣の保護管理に関する助言、指導 |
| 茨城県県北農林事務所 | 県内の被害状況提供・共有、防除技術指導 |
| 茨城県猟友会高萩支部 | 有害鳥獣捕獲の実施 |
| 常設委員（関係地区の代表者） | 意見提言、地区における被害状況の提供 |
| 鳥獣保護管理員 | 意見提言 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-------------------|--------------------|
| 茨城県農林水産部農地局農村計画課 | 鳥獣被害対策の助言、指導 |
| 茨城県県民生活環境部環境政策課 | 野生鳥獣の保護管理に関する助言、指導 |
| 茨城県イノシシ等被害防止対策協議会 | 情報交換、講習会等の実施 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|--|
| 令和元年10月1日設置 高萩市鳥獣被害対策実施隊 隊員12名(令和4年10月1日現在) |
|--|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|---|
| イノシシによる農作物の被害が増加している集落では、自己防衛対策（防護柵設置、放任果樹の除去等）の推進を図る。そのため、獣害対策に取り組む地域リーダーの育成も必要であると考え。 また、近隣市町村との連携を図るため、一斉捕獲への参加も検討する。 |
|---|

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|--|
| 被害防止策に関しては、高萩市鳥獣被害対策実施隊と連携し、被害集落での現地調査、情報交換会等を行い、有害鳥獣に対する認識、自己防衛策の必要性等の啓発活動を行う。 その際は、高萩市有害鳥獣駆除対策協議会及び関係機関との連携も図り、有識者の適切な指導、助言を受けて実行性のある施策を実施する。 |
|--|